

5 休業制度

(1) 育児・介護休業の取得状況

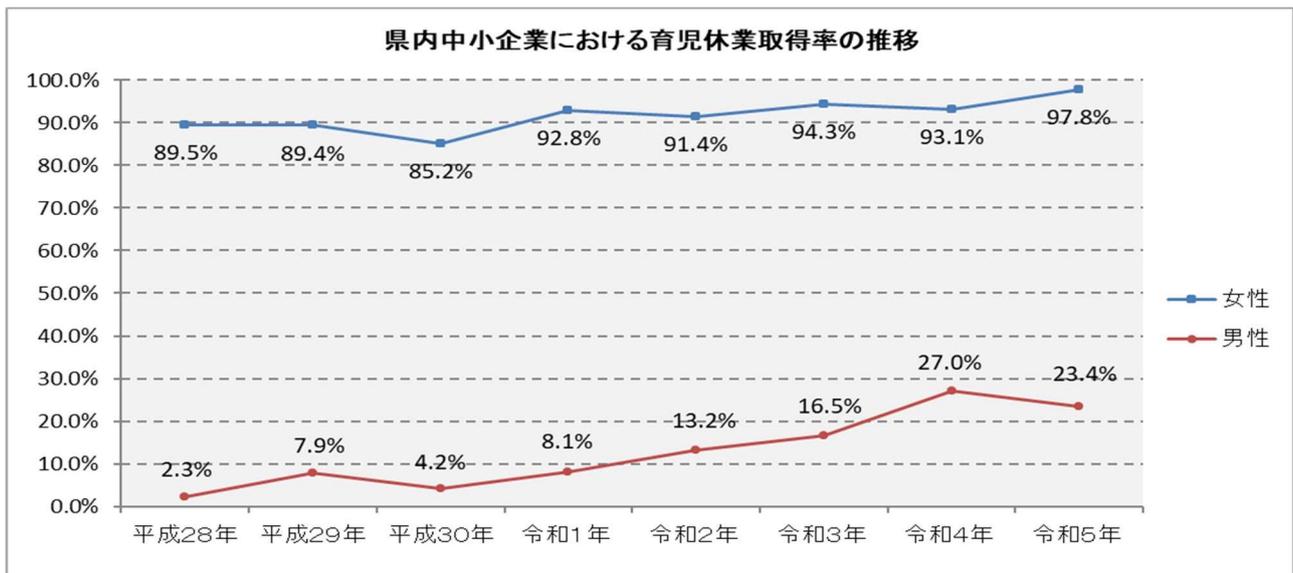
○令和5年度調査によると、県内中小企業における育児休業取得率※は、男性23.4%（前年比3.6ポイント減）、女性97.8%（前年比4.7ポイント増）であった。

※令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間に出生した女性及び配偶者が出生した男性の育児休業取得率

○また、令和4年8月1日から令和5年7月31日までの1年間に介護休業を取得した労働者がいた事業所の割合は、男性2.34%（前年比1.63ポイント増）、女性2.34%（前年比0.68ポイント増）であった。

【育児休業取得状況（R5年度調査）】

区分	男性			女性		
	対象者	取得者	取得率	対象者	取得者	取得率
中小企業	77	18	23.4%	91	89	97.8%
大企業	17	9	52.9%	13	13	100.0%



【介護休業取得者がいた事業所の状況（R5年度調査）】

区分	男性			女性		
	集計事業所数	介護休業取得者がいた事業所数	介護休業取得者がいた事業所の割合	集計事業所数	介護休業取得者がいた事業所数	介護休業取得者がいた事業所の割合
中小企業	385	9	2.34%	385	9	2.34%
大企業	32	1	3.13%	32	0	0%

資料：県多様な働き方推進課「令和5年度埼玉県就労実態調査」

(調査時点：令和5年7月31日、対象：中小企業1,800事業所及び大企業200事業所)

(2) 仕事と育児・介護の両立支援制度の整備状況

○令和5年度の中小企業の仕事と育児の両立支援制度の整備状況について、「法定を超える支援制度は導入していない」とした事業所が28.8%であった。

○令和5年度の中小企業の仕事と育児の両立支援制度で、整備している制度（複数回答）では、「時差出勤」（43.6%）、「時間単位の有給休暇」（35.1%）、「子の看護休暇の時間単位での取得」（28.1%）の順で多かった。

○令和5年度の中小企業の仕事と介護の両立支援制度の整備状況について、「法定を超える支援制度は導入していない」とした事業所が31.5%であった。

○令和5年度の中小企業の仕事と介護の両立支援制度で、整備している制度（複数回答）では、「時差出勤」（38.0%）、「時間単位の有給休暇」（36.7%）、「介護休暇の時間単位での取得」（26.6%）の順で多かった。

【仕事と育児の両立支援制度の整備状況】

	中小企業		大企業	
	事業所数	割合(%)	事業所数	割合(%)
集計事業所数の合計	413	100.0	41	100.0
始業・終業時刻の線上げ・線下げ(時差出勤)	180	43.6	19	46.3
時間単位の有給休暇	145	35.1	16	39.0
法定を超える支援制度は導入していない	119	28.8	6	14.6
子の看護休暇の時間単位での取得	116	28.1	27	65.9
費用補助(貸付や出産祝金・見舞金など定額の給付)	100	24.2	17	41.5
職場復帰の支援	88	21.3	15	36.6
退職者の再雇用制度	84	20.3	11	26.8
フレックスタイム制度	68	16.5	7	17.1
未消化の有給休暇の積立制度	52	12.6	11	26.8
法定を超える時間短縮勤務制度	52	12.6	10	24.4
法定以上の休暇制度	42	10.2	10	24.4
在宅勤務やサテライト勤務制度	38	9.2	10	24.4
費用援助(育児や治療等に要する実費に対する補助)	19	4.6	3	7.3
その他	14	3.4	1	2.4
事業所内保育施設の設置	6	1.5	1	2.4

【仕事と介護の両立支援制度の整備状況】

	中小企業		大企業	
	事業所数	割合(%)	事業所数	割合(%)
集計事業所数の合計	387	100.0	37	100.0
始業・終業時刻の線上げ・線下げ(時差出勤)	147	38.0	17	45.9
時間単位の有給休暇	142	36.7	14	37.8
法定を超える支援制度は導入していない	122	31.5	7	18.9
介護休暇の時間単位での取得	103	26.6	26	70.3
退職者の再雇用制度	82	21.2	13	35.1
職場復帰の支援	75	19.4	12	32.4
フレックスタイム制度	61	15.8	7	18.9
未消化の有給休暇の積立制度	51	13.2	11	29.7
法定以上の休暇制度	38	9.8	7	18.9
法定を超える時間短縮勤務制度	36	9.3	7	18.9
在宅勤務やサテライト勤務制度	32	8.3	9	24.3
費用補助(貸付や出産祝金・見舞金など定額の給付)	24	6.2	5	13.5
その他	15	3.9	1	2.7
費用援助(育児や治療等に要する実費に対する補助)	10	2.6	3	8.1

資料：県多様な働き方推進課「令和5年度埼玉県就労実態調査」